

B 1 — 1 1 2

5 年 保 存 ( 常 )

( 令 和 6 年 12 月 31 日 まで )

F N . B 1 — 4 — 0

鹿 生 企 第 3 5 0 号

鹿 刑 企 第 9 4 号

鹿 捜 一 第 1 4 0 号

鹿 相 第 1 6 3 号

令 和 元 年 7 月 5 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	犯罪抑止対策係	Tel	
----	---------	-----	--

地域住民等に対する防犯情報の提供の推進について ( 通 達 )

現在、地域住民等に対する有用な防犯情報等の提供を推進しているところであるが、一般的な防犯情報の提供に加え、近年、被疑者が凶器を持ったまま逃走しているなど、連続して被害が発生するおそれのある事案、被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民の生命・身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案 ( 以下「凶悪犯等逃走事案」という。 ) 発生に伴う注意喚起のための情報提供が強く求められているところである。

これら事案発生時において、地域社会の不安を解消し、自主防犯活動及び地域住民等の個々の積極的な防犯行動を促進するためには、地域住民等に対し、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的情報等を、迅速かつ適切に提供することが必要不可欠である。

各署においては、下記の点に留意し、地域住民等に対する適時適切な情報提供に努められたい。

記

#### 1 情報提供の在り方の基本

防犯情報の提供は、受け手に情報を到達させ、犯罪防止に向けた取組の必要性について理解を得るとともに、その情報に接したことにより自主的な防犯行動を促すことを目的とするものである。

そのため、受け手の立場に立った情報提供を基本とし、警察から発信した情報が地域住民等に対してどのように到達し、自主的な防犯行動が期待できるかという観点を持って、訴求力のある効果的な情報提供を行う必要がある。

## 2 防犯情報の類型に応じた適時適切な情報提供

警察から地域住民等に提供する防犯情報は、次の類型が考えられるが、それぞれに適した媒体、提供の時期、提供する内容等が異なるため、各類型に応じて適時適切な情報提供を行うこと。

### (1) 個別の犯罪等の発生状況に関する情報提供

個別の犯罪等の発生に関する情報は、その時点で判明している事案の概要、凶器の有無、被害の状況、犯行の手口等防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な内容とすること。この場合において、防犯対策に関する情報は、画一的なものではなく、当該事案に応じて、受け手が比較的容易に防犯行動をとることができるよう配慮した内容を提供すること。

特に子供を対象とした事案、同一手口や同種対象の窃盗、詐欺事案等が発生したときは、県警あんしんメールや防災行政無線等、その対象に応じた最も効果的な媒体により、迅速・確実に地域住民等に提供し、防犯対策を講ずるよう促すこと。

また、個別の犯罪等の発生に関する情報提供は、地域住民等に自主的な防犯行動を促す反面、不安感を与えることにもつながり得ることから、当該情報提供に係る犯罪の被疑者を検挙し、又は事案が解決したときは、速やかに検挙・解決に関する情報を提供するなど、安心感の付与にも努めること。

### (2) 凶悪犯等逃走事案の発生に伴う緊急の情報提供

(1)のうち、凶悪犯罪等逃走事案を認知したときは、曜日・時間を問わず可及的速やかに、事案の概要、凶器の有無、被疑者の特徴・逃走手段、具体的な防犯対策等の情報を地域住民等に提供し、自主的な防犯行動を促すこと。

### (3) 犯罪情勢に関する情報提供

犯罪の発生件数等の統計データ、犯罪発生マップ等犯罪情勢に関する情報提供については、地域住民等が最新の傾向や状況を把握できるよう定期的に更新し、自主防犯活動等の促進を図ること。

## 3 情報提供の体制整備等

### (1) 関係機関との連携

地域住民等へ防犯情報が幅広く確実に到達するよう、特に自治体、教育委員会、学校等の関係機関とは、平素から連携を密にし連絡網を整備するなど伝達の手段・方法等を確認するとともに、これらの関係機関が有するメール配信サービス等による防犯情報の二次的な配信についても協力を要請しておくこと。

(2) 関係部門間の連携

適時適切な情報提供を行うためには、生活安全部門と捜査部門、広報部門等及び警察本部と警察署の連携が重要であることから、特に凶悪犯等逃走事案発生時を念頭に、関係部門間における役割について確認しておくこと。(別表第1参照)

(3) 凶悪犯等逃走事案発生時の情報提供

ア 迅速な判断

捜査部門は、認知した事案が凶悪犯等逃走事案に該当すると認められる場合は、事案の危険性・切迫性等を勘案の上、提供すべき情報の内容等を生活安全部門と速やかに共有し、生活安全部門は、当該事案に応じた具体的な防犯対策、効果的な情報提供の媒体等を迅速に判断すること。

イ 速やかな情報提供

生活安全部門は、必要に応じ情報提供に係る関係部門間の所要の調整を図り、速やかに情報提供の手続を執るものとする。

なお、児童・生徒の安全のための情報提供については、「警察署と学校の間における不審者情報等の共有について(通達)」(令和元年6月27日付け鹿生企第335号ほか)に基づき、実施すること。

ウ 組織的対応の確保

凶悪犯等逃走事案発生時においては、警察署は主として事案対応に当たることとなるため、必要に応じて、警察本部からの情報提供や警察署への支援等によって、警察本部が積極的に関与し、速やかな情報提供に支障が生じないよう留意すること。

4 情報提供に関する留意事項

(1) 媒体の効果的な活用

情報提供には

- 電子メール、防災行政無線等のツールを利用するもの
- 防犯ネットワーク、防犯診断、防犯訓練等の地域住民等に直接接して行うもの
- 広報誌、新聞折り込みチラシ等の配布によるもの
- テレビ、ラジオ等のマスメディアの利用によるもの

など多種多様な媒体が活用可能なところ、防犯情報の種別に応じて、それぞれの媒体の特性を活かした効果的な活用を図ること。

なお、自治体の防災行政無線は、主に防災情報を提供するために整備されたものであるが、防犯活動のためにこれを活用することについては、警察庁において、総務省から「無線局免許人である市町村が、免許状記載の通信事項「防

「災害行政事務に関する事項」のうち、地方行政に関する業務として「盗難・防犯の警戒」等の情報提供をするために防災行政無線を運用することは差し支えない。」旨の回答を得ていることから、各自治体に対しては、警察が必要と判断する防犯情報の提供に常時利用できる取扱いとし、曜日・時間を問わず緊急の対応ができるよう自治体窓口の一本化を図るなど積極的な働き掛けを行うこと。

## (2) 情報提供の地理的な範囲

防犯情報を提供する地理的な範囲については、警察署の管轄区域を単位とするもののほか、市町村や学区など地域住民等がより身近に感じる地域を単位とするよう努めること。

なお、凶悪犯等逃走事案、特異な手口による事案、連続発生している事案等のうち隣接する地域への波及が予測されるもので、隣接の警察署から地域住民等への情報提供を促す必要があるときは、隣接の警察署に対し、当該事案の情報提供の必要性の判断に資する具体的な情報を確実に伝達すること。

また、平素から隣接の警察署の連絡窓口を相互に確認しておくなど、情報の伝達に滞りが生じないように留意すること。

なお、県境で他県警察に波及が予想される場合にあっては、原則、警察本部を経由し他県警察に情報提供するものとするが、凶悪犯等逃走事案の発生に伴う緊急の情報提供を行う場合は、隣接する他県警察の警察署に直接連絡を取る必要があることから、平素から連絡窓口を相互に確認しておくこと。

## (3) 受け手に応じた配慮

防犯情報は、適切なタイミングで提供され受け手に理解しやすいものであることが重要であるため、単なる犯罪情勢に関する統計データだけでなく、発生状況等について多角的な分析を盛り込むよう努めるほか、提供する地域や受け手に応じて、課題となる犯罪、防犯上留意すべき事項等をイラストや写真を効果的に使用し、ポイントを絞った構成にするなど、訴求力のある内容となるよう努めること。

また、防犯ボランティア団体等に対しては、当該団体の主たる活動地域の犯罪情勢等の防犯情報を定期的に提供するとともに、防犯パトロール等の参考となるような具体的な情報を提供し、その活動の支援に努めること。

## (4) 個人のプライバシーの保護等

防犯情報には、個別の犯罪等の発生に関する具体的な内容を含み得ることから、被害者等事件関係者の個人のプライバシーの保護に細心の注意を払うこと。

また、犯罪発生状況等の提供により捜査活動、防犯活動等の警察活動に支障が生じることのないよう、関係部門と十分な調整を図り、捜査上の秘密に配慮

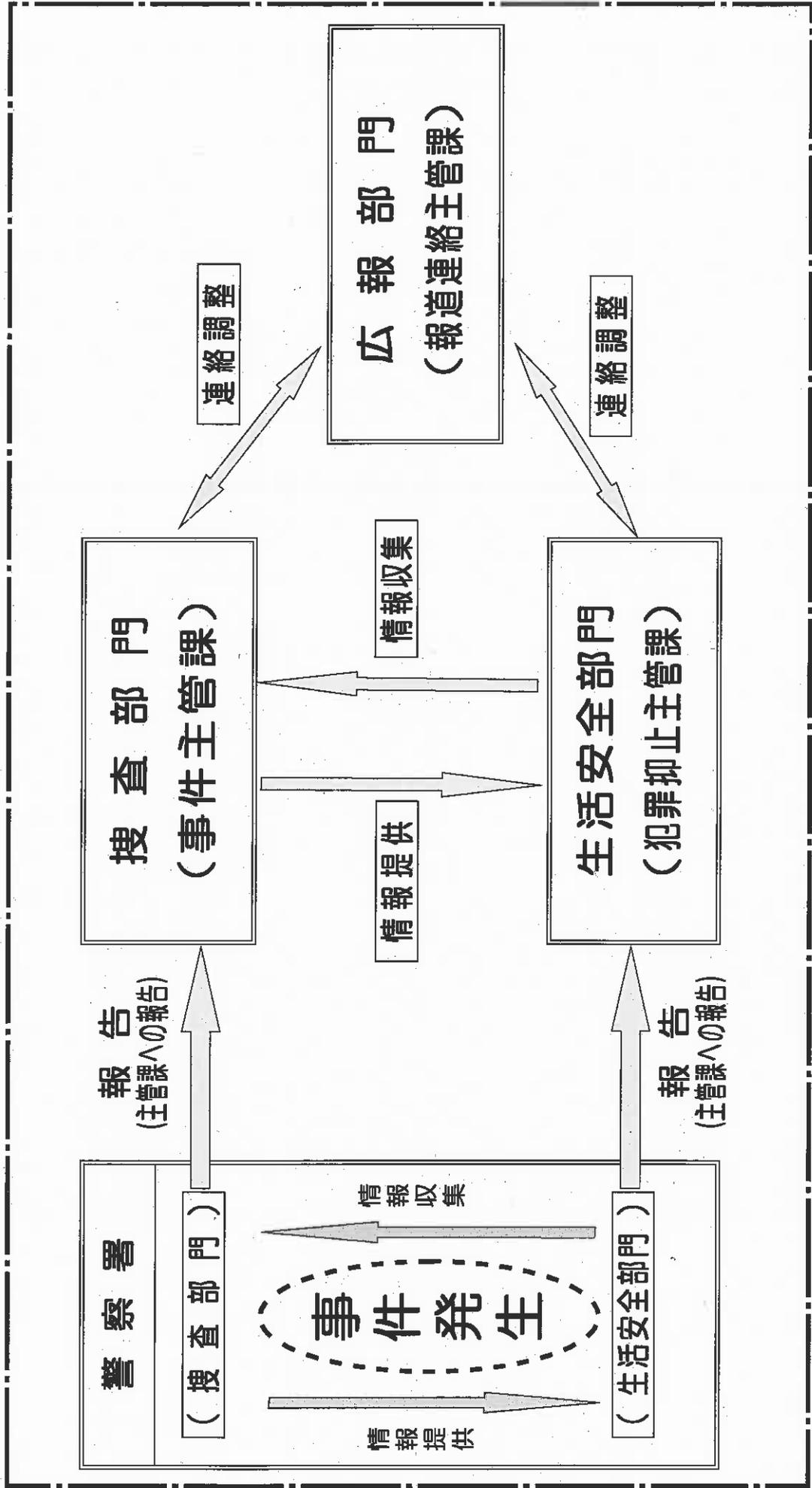
することはもとより、詳細な手口や特定の被疑者の犯行であることを推認できる情報を必要以上に提供しないこと。

#### 5 その他

- (1) 凶悪犯等逃走事案に係る情報提供は、その内容等を生活安全企画課へ速報するほか、情報提供に関連する社会的反響の大きな特異事項についても適時適切な報告を行うこと。
- (2) 情報提供の実施要領については、別表第2のフローチャート図を参照すること。

別表第1 (3の(2)関係)

【 警察本部の役割 】



# 【情報提供フローチャート図】

～「目的：被害の拡大と続発を防止」～

- 事案にとらわれることなく、署長の判断で緊急情報提供の有無を判断
- 報道連絡簿と同時が望ましいが、住民広報が先行した場合は、遅滞なく報道広報を実施
- 住民の求める内容を提供 (凶悪犯罪の第一報程度の内容)

事件発生

主管課へ報告

予想事案	予想される内容
凶悪犯等逃走事案	銃器・刃物を使用した対人対人殺傷、無差別殺人、強盗、異常な思案、被留置者や受刑者の逃走)
学校不審者侵入事案	刃物等を所持した学校内への不法侵入事案
イノシシ、サル等の危険動物出没事案	学校周辺、通学路付近、住宅地等で出没し危害発生が予想
その他、凶器を持って近隣に潜伏・逃走している可能性など、住民の被害防止のために緊急に情報提供すべき事案	

逃走中

連続発生

危険性・切迫性	及ぶ	住民の生命・身体・財産に危害	及ばない
---------	----	----------------	------

提供先
○自治体
○教育関係
○現場付近住民

提供方法
○電話連絡
○メール送信 (県警あんしんメール、防犯協会、市町村)
○防災行政無線 ・有線放送
○パトカー広報等

※事案内容によって、提供先・提供方法を選択

通常対応

確実な解除